

# 平成28年度統計法施行状況報告

## <基本計画関連事項編>

### (概要)

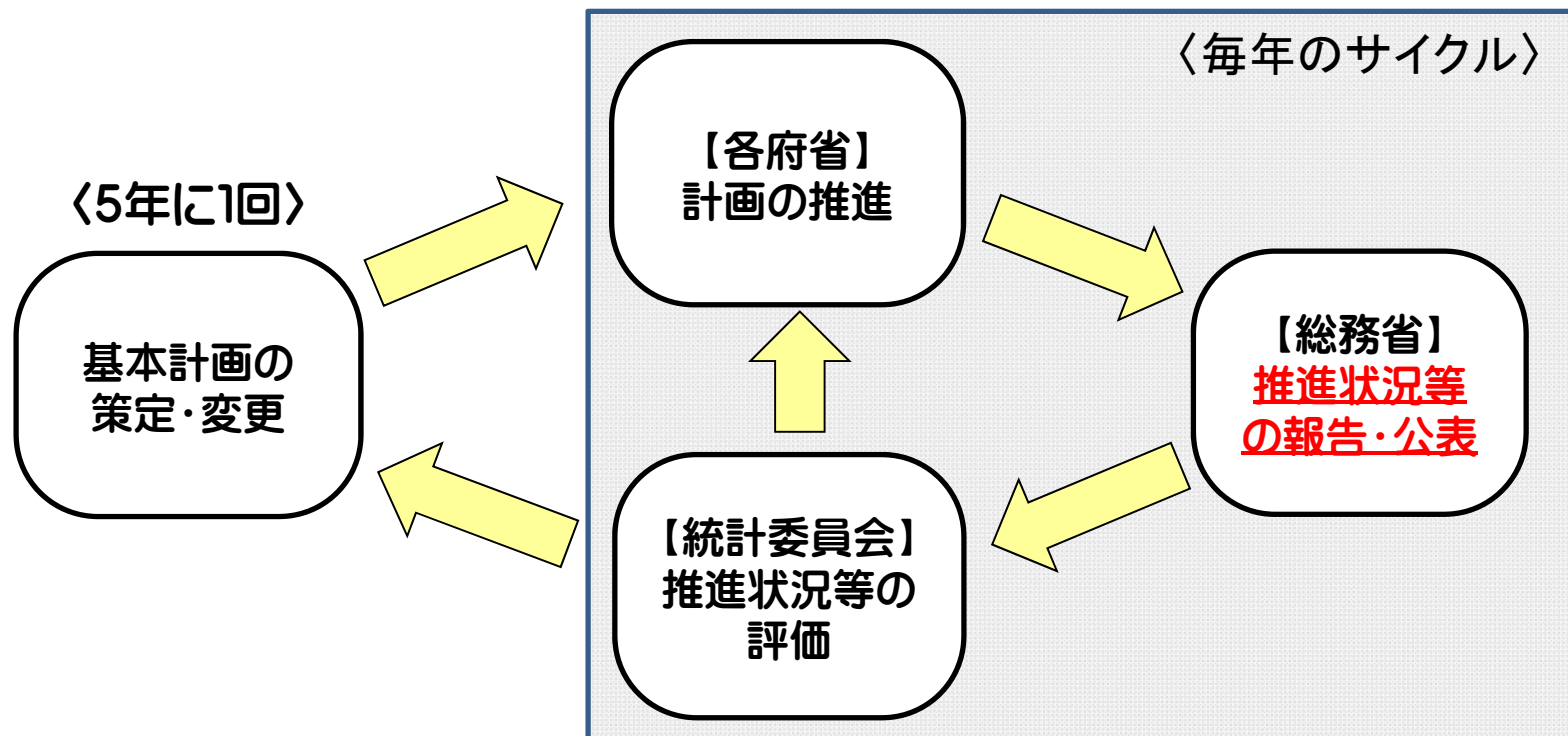
1. 統計法施行状況報告とは
2. 基本計画の推進状況

平成29年5月  
政策統括官(統計基準担当)

# 1. 統計法施行状況報告とは

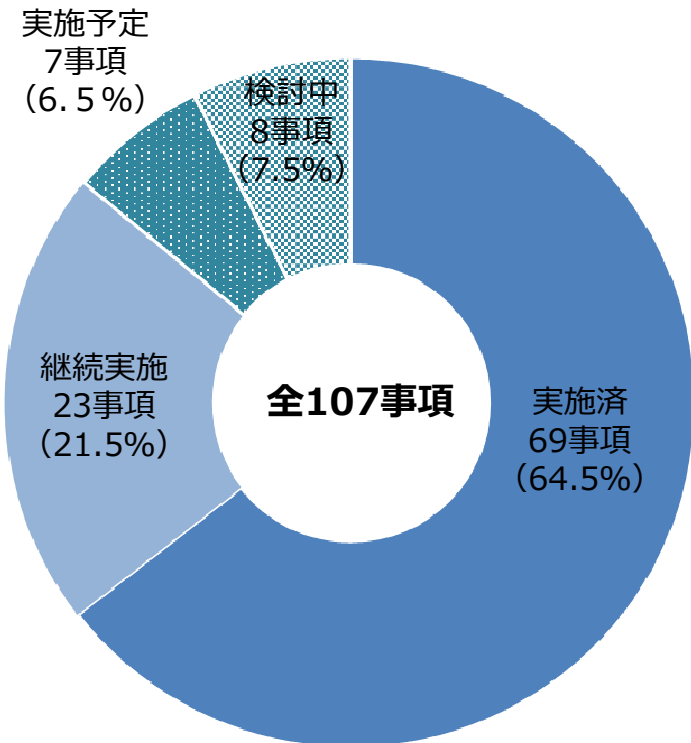
- 総務省(政策統括官)は、統計法に基づき、各府省による基本計画(公的統計の整備に関する基本的な計画)の推進状況や公的統計の作成状況等を毎年度取りまとめ、公表するとともに、総務省統計委員会に報告(統計法施行状況報告)
- 統計委員会は、報告内容を評価(各府省は評価結果を計画推進に反映)

## 統計法施行状況報告による基本計画の評価及び推進



## 2 基本計画の推進状況

- 各府省は、平成26年3月に閣議決定された第Ⅱ期基本計画（平成26年度～30年度）の記載事項（全107事項）について、府省間の連携を図りつつ、各種取組を着実に推進
- 平成28年度の報告では、第Ⅱ期基本計画の記載事項について、「実施済」、「継続実施」などに区分して進捗状況を把握・整理



【平成28年度末の進捗状況】



平成28年度末現在  
約9割（86.0%）の進捗状況  
（実施済・継続実施）

### <平成28年度の主な取組実績>

- 国民経済計算の平成23年基準改定において、2008SNAに対応〔内閣府〕
- 労働力調査において、ILOにおける就業・失業等に関する国際基準に可能な限り対応した新たな指標を作成することを決定〔総務省〕
- 「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」を改正し、プロセス保証の考え方を導入〔総務省、各府省〕